

[事案 2023-332] 新契約取消請求

・令和7年6月21日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2023-333]の申立人の配偶者、[事案 2023-334]および[事案 2023-335]の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年10月に契約した変額保険(契約①)、令和3年1月に契約した介護保険(契約②)、同年5月に契約した変額保険(契約③)について、以下等の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1)募集人は、契約①の解約控除の説明や、早期に解約すると解約返戻金がない場合もあることの説明をしなかった。
- (2)契約②③の保険金額が高いと申し出たところ、募集人は、いつでも減額ができる旨の説明をし、減額が部分解約であるということを説明しなかったため、契約②③の申込を行った。募集人は、契約②③の申込時にも、解約控除の説明を行わなかった。
- (3)令和4年6月頃、保険会社に契約①②③の解約を申し出た際、担当者から、解約控除の説明や、減額とは部分解約のことである旨の説明を初めて受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人の保険募集について、法令違反や社内規定違反に該当する行為は確認できない。
- (2)募集人は、申立人が事業融資を希望していたため、信用金庫の支店長を紹介した。
- (3)申立人は、事業の法人化を見据え、経営者向けの保険として契約②を申し込んだ。その後、申立人は事業保障の追加のために契約③を申し込んだ。
- (4)募集人は申立人に対し、契約①②③の全てについて、契約内容を適切に説明し、設計書と注意喚起情報を事前交付の上、申込手続前に改めてこれらの資料を読み合わせてから申込手続を行った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①②③の申込手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約②③が「団信代替」の保険であれば、保険金額は借入金額と同額程度で足りるはずであり、融資金額を大きく上回る保険金額とする必要はない。
- (2)申立人および配偶者の事業収支および所得の状況、ならびに申立人が事業融資を必要としている状況からすれば、申込当時の申立人にとって、家族の分を併せた月払保険料は客観的に過大であると考えられ、契約②③は申立人の意向や適合性に合致しないものであった

可能性が相応にあるものと考えられる。